

## 責務の規定

市 1	<p>(市の責務)</p> <p>第●条 市は、人権に関する関係法令及び国際的な規範に基づき、市政のあらゆる分野において、差別の解消及び人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、前項の責務を果たすため、国、県、関係行政機関、市民、事業者、その他の団体との連携を図り積極的に施策を推進するものとする。</p>
市 2	<p>(人権施策に関する基本計画)</p> <p>第●条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市人権施策に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 人権施策についての基本理念及び基本方針</p> <p>(2) 人権に関する基本的施策</p> <p>(3) その他人権施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第●条に規定する生駒市人権施策審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
市 3	<p>(教育及び啓発の充実)</p> <p>第●条 市は、市民の人権意識の普及と高揚を図るため、学校教育、社会教育、地域活動その他の社会のあらゆる場において、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>2 市は、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境を醸成し、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の充実に努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上を学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会及び情報提供等必要な施策を実施するものとする。</p>

市 4	<p>(性的指向及び性自認の多様性の尊重)</p> <p>第●条 市は、性的指向及び性自認に多様性があることを踏まえ、市民等及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。</p> <p>2 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は本人の意に反して公表してはならない。</p>
市 5	<p>(相談・支援体制の充実)</p> <p>第●条 市は、国、奈良県及び関係団体と連携し、不当な差別、誹謗中傷等その他の人権侵害による被害の救済を図るため、実情に応じた相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うための体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、被害者の心理的負担の軽減等を図るため、相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介等を行う被害者への相談支援体制を整備するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。</p>
市 6	<p>(調査研究及び情報の収集)</p> <p>第●条 市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、不当な差別及びその解消のための施策に関する必要な情報の収集及び調査研究を必要に応じて行うものとする。</p> <p>2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。</p>
市 7	<p>(人権を確かめあう日)</p> <p>第●条 人権についての理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、人権を確かめあう日を設ける。</p> <p>2 人権を確かめあう日は、毎月11日とする。市は、この日において、人権尊重の社会づくりの推進を図るための事業を実施するものとする。</p>

市 8	<p>(生駒市人権施策審議会)</p> <p>第●条 この条例の目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議するため、生駒市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、基本計画の策定及び見直し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置、その他人権擁護に関する事項について調査審議する。</p> <p>3 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>4 審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
市 9	<p>(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)</p> <p>第●条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行ってはならない。</p>
市 10	<p>(削除の要請等)</p> <p>第●条 市は、インターネット上において、市内の特定の地域や対象を取り上げた不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであると認めるときは、特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うものとする。</p>
市 11	<p>(財政上の措置)</p> <p>第●条 市は、第●条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

民 1	<p>(市民等の責務)</p> <p>第●条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p> <p>2 市民等は、不当な差別及び人権を侵害する行為をしないよう努めるものとする。</p>
事 1	<p>(事業者の責務)</p> <p>第●条 事業者がその事業活動を行うに当たっては、不当な差別を解消し、人権尊重の社会づくりに寄与するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</p>